

2023 年度 端境期における調整力提供にかかる覚書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）（当社が属地 TS0 とならない場合、「と●●電力株式会社（以下「丙」という。）」を加える。）とは、〇〇〇〇年〇月〇〇日付 2023 年度電源 I 一般気象対応調整力（kW・kWh）契約（以下「原契約」という。）に付帯して、甲が、端境期における需給ひっ迫時（乙以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含む。）の需給バランス調整等を実施するための調整力（以下「調整力」という。）を（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することについて、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を交換する。

（端境期における調整力の提供）

第 1 条 甲は、乙が端境期（2023 年 4 月 1 日から 6 月 30 日、10 月 1 日から 11 月 30 日および 2024 年 3 月 1 日から 3 月 31 日の期間における各日 0 時から 24 時をいう。以下、同じ。）の需給ひっ迫時の需給バランス調整等を実施するため、原契約に定める契約電源等（以下「契約電源等」という。）を用いて、可能な範囲で乙に対して調整力の提供を行うものとする。

なお、この場合の当該契約電源等は、2022 年 7 月 1 日実施の乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する次の各設備に該当するものとして取り扱う。なお、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）が約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。

（1）揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」という。）

約款附則 2（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備（揚水発電設備等を含む。）

約款 15（供給および契約の単位）（4）に規定する調整電源

（3）負荷設備

約款 15（供給および契約の単位）（5）に規定する調整負荷

2 本覚書において、調整力の提供とは、原契約第 3 条で定める受電地点において、契約電源等により甲が乙の指令に従い発電出力の増加または負荷設備における電気の使用を抑制することをいい、当該指令内容は以下の手順により決定したものとする。

（1）乙は、自らが調整力の提供を希望する時間帯の開始時刻に対して 5 時間前（※）

までに、希望する電力および時間帯を甲へ通知するものとする。

（2）甲は、前号の通知を受けた場合は、当該通知内容を確認のうえ、乙が提供を希

望する時間帯の開始時刻に対して4時間前（※）までに、提供可能な電力および時間帯を乙へ通告するものとする。

※ 応答時間が3時間のリソースの場合の標準的な時間を記載しております。甲乙協議のうえ、異なる時間を設定することもございます。

（発電計画値等の提出と調整力ベースラインの設定）

第2条 発電設備を活用して調整力の提供を行う場合の発電計画値の提出等に関しては、原契約第2条の定めによるものとする。

2 負荷設備を活用して厳気象対応調整力の提供を行う場合の調整力ベースラインの設定方法は、原契約第2条の定めによるものとする。

（受電地点および送電上の責任分界点）

第3条 受電地点および送電上の責任分界点は、原契約第3条の定めによるものとする。

（財産分界点および管理補修）

第4条 財産分界点および管理補修は、原契約第4条の定めによるものとする。

（契約電力、需要家（発電所）名、所在地、供給（受電）地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、供出電力および電圧）

第5条 契約電源等の契約電力、需要家（発電所）名、所在地、供給（受電）地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、供出電力および電圧は原契約第5条の定めによるものとする。

（設備要件）

第6条 契約電源等に関する設備要件は、原契約第6条の定めによるものとする。

（運用要件）

第7条 甲は、次の各号の運用要件を満たすとともに、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

なお、乙は乙が調整力の提供を必要とする時間の3時間前までに指令を出すものとする。

（1）本覚書第1条第2項に基づき決定された指令内容に従い調整力の提供を行うことが可能であること。

（2）端境期において定期点検、補修作業等により調整力の提供に応じられない日時を、乙に対して、乙が別途定める期日までに提出すること。

（3）契約電源等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧す

ること。

(4) 契約電源等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。

(計量)

第8条 契約電源等から受電するまたは消費される電力量（以下「実績電力量」という。）の計量は、原契約第10条の定めによるものとする。

(計量器等の取付けおよび通信設備等の施設)

第9条 計量器等の取付けおよび通信設備等の施設は、原契約第11条および第12条の定めによるものとする。

(調整電力量の算定)

第10条 調整電力量の算定は、原契約第13条の定めによるものとする。

(料金)

第11条 乙は、調整力の提供に係る料金として、厳気象対応調整力料金を甲に支払うものとする。

2 調整力の提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。

(厳気象対応調整力料金の算定)

第12条 厳気象対応調整力料金の算定は、原契約第17条の定めによるものとする。

(電力量料金単価の提出)

第13条 前条の上げ調整電力量料金の算定に用いる単価（円/kWh）は、原契約第18条の定めによるものとする。

(厳気象対応調整力料金の支払い)

第14条 厳気象対応調整力料金の支払いは、原契約第19条1項、3項、4項、6項および7項の定めによるものとする。ただし、当社が属地TSOとならない場合、7項の定めには寄らないものとする。

(本覚書の有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書交換の日から本覚書にもとづく甲および乙のすべての債務の履行が完了した日までとする。

(本覚書の解約および解除)

第16条 原契約が解約または解除された場合、本覚書も解約または解除するものとする。
なお、本覚書の解約または解除に伴う補償は、原契約第23条の定めによるものとする。

(契約の承継)

第17条 本覚書の承継は、原契約第24条の定めによるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第18条 反社会的勢力の排除に関する事項は、原契約第25条の定めによるものとする。

(損害賠償)

第19条 損害賠償に関する事項は、原契約第26条の定めによるものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第20条 事業税相当額および収入割相当額の算定は、原契約第27条の定めによるものとする。

(消費税等相当額)

第21条 消費税等相当額は、原契約第28条の定めによるものとする。

(単位および端数処理)

第22条 単位および端数処理は、原契約第29条の定めによるものとする。

(運用細目)

第23条 本覚書の運用上必要な細目については、別途甲乙間で(当社が属地TSOとならない場合、「甲乙間で」を「当事者間で」に置き換える。)定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第24条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第25条 本覚書の内容ならびに本覚書の交換および履行に際して知り得た相手方の情報

に関する事項は、原契約第32条の定めによるものとする。

(協議事項)

第26条 本覚書に定めのない事項については、募集要綱、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の託送供給等約款、系統運用ルールおよび原契約、現契約に付帯して交換する申合書等（以下「原契約等」という。）によるものとする。

2 原契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本覚書交換の証として、本書2通（当社が属地TSOとならない場合、「2」を「3」に置き換える。）を作成し、甲、乙（当社が属地TSOとならない場合、「丙」を加える）双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番

甲 ○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○

(住所) 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

乙 関西電力送配電株式会社 代表取締役社長 土井 義宏

(当社が属地TSOとならない場合、以下の内容を加える)

(住所) ○○県○○市○○町○○番

丙 ○○電力株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○